

事業承継に必要な資金

『事業承継における 融資・保証制度』

株式や事業用資産を
買い取りたい。

仕入先や取引先金融機関の
支払の条件が厳しくなった。

経営者保証が付いている融資を、
経営者保証が不要な融資に
借り換えたい。

**事業承継の際に必要な各種の資金に
ついて、融資や信用保証を活用するこ
とができます！**

1. 経営承継円滑化法における金融支援（融資と信用保証）

事業承継の際には様々な資金が必要となることがあります。「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継円滑化法）は、都道府県知事の認定を受けることを前提に、融資と信用保証の特例によりこれを支援します。

（１）融資

経営承継円滑化法に基づく認定後、個人（※１）の方は、日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の融資制度を利用することができます。融資の条件（※２）については、最寄りの支店までお問い合わせください。

（２）信用保証

経営承継円滑化法に基づく認定後、中小企業者（※３）又は個人（※１）の方が、金融機関から資金を借り入れる場合には、原則として信用保証協会の通常の保証枠とは別枠（※４）が用意されています。

通常枠	別枠
普通保険【2億円】	+2億円
無担保保険【8000万円】	+8000万円
（特別小口保険【2000万円】）	（+2000万円）

- ※ 1 類型に応じて、会社の代表者、事業を営んでいない個人を言います。
- ※ 2 例えば、日本政策金融公庫（中小企業事業）の場合、融資限度額は7億2000万円、融資利率は信用リスク等に応じて所定の利率が適用されます。
- ※ 3 中小企業者には、会社及び個人事業主が含まれます。
- ※ 4 会社の代表者、事業を営んでいない個人には、本特例により通常の保証枠が用意されます。

2. 経営承継円滑化法に基づく認定手続

事業承継に伴い、上記の融資や信用保証を受けるためには、都道府県知事の認定を受ける必要があります。中小企業庁が公表している申請マニュアルをご確認の上、各都道府県の担当課（3ページご参照）に申請書をご提出ください。

なお、都道府県知事の認定とは別に、金融機関や信用保証協会による審査がありますので、ご了承ください。

3. 類型ごとの整理

経営承継円滑化法における金融支援は、大きく分けて以下の3つの類型に分類されます。

	必要となる 資金の類型	支援の 対象者	支援形態	
			融資	信用 保証
1	<u>経営を承継した後に必要となる資金</u> 【例】 ・後継者が自社の株式や事業用資産を買い取るための資金 ・後継者が相続や贈与によって自社の株式や事業用資産を取得した場合の相続税・贈与税の納税資金 ・仕入先の取引条件や取引先金融機関の借入条件が厳しくなったことにより必要となる資金(※) (※)信用保証のみ 等	中小企業者		○
		中小企業者の代表者 [会社]	○	○
2	<u>これから他の中小企業者の経営を承継するにあたり必要となる資金</u> 【例】 ・これからM&Aにより他社の株式や事業用資産を買い取るための資金 等 【2018年7月新設】	(これから他の中小企業者の経営を承継しようとする) 中小企業者		○
		(これから他の中小企業者の経営を承継しようとする) 事業を営んでいない個人	○	○
3	<u>認定日から経営の承継の日までの間に、現経営者の保証が付されている借入れを借り換えるための資金(経営者保証は不要)</u> 【2020年10月新設】	中小企業者 [会社]		○

いずれの類型に該当するか判断しかねる場合や、申請書の記載方法について不明点がある場合などには、各都道府県の担当課（3ページご参照）にお問い合わせください。

なお、上記のほか、中小企業者（認定を受けた個人である中小企業者を含む。）に対する融資制度もございますので、詳細につきましては日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の最寄りの支店までお問い合わせください。

認定・申請等に関する窓口について

金融支援の前提となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継円滑化法）に基づく認定に係る申請書の提出に関する窓口は、申請者である**中小企業者の主たる事務所の所在地（事業を営んでいない個人の場合は住所地）の都道府県**です。

<各都道府県のお問合せ先>

2021年8月現在

北海道	経済部地域経済局 中小企業課	011-204-5331	滋賀県	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3732
青森県	商工労働部 地域産業課 創業支援グループ	017-734-9374	京都府	商工労働観光部 ものづくり振興課	075-414-4851
岩手県	商工労働観光部 経営支援課	019-629-5544	大阪府	商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9490
宮城県	経済商工観光部 中小企業支援室	022-211-2742	兵庫県	産業労働部 産業振興局 経営商業課	078-362-3313
秋田県	産業労働部 産業政策課	018-860-2215	奈良県	産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課	0742-33-0817
山形県	産業労働部 中小企業・創業支援課	023-630-2354	和歌山県	商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課	073-441-2740
福島県	商工労働部 経営金融課	024-521-7288	鳥取県	商工労働部 企業支援課	0857-26-7453
茨城県	産業戦略部 中小企業課	029-301-3560	島根県	商工労働部 中小企業課	0852-22-5288
栃木県	産業労働観光部 経営支援課	028-623-3181	岡山県	産業労働部 経営支援課	086-226-7353
群馬県	産業経済部 経営支援課 経営革新係	027-226-3339	広島県	商工労働局 イノベーション推進チーム	082-513-3355
埼玉県	産業労働部 産業支援課	048-830-3910	山口県	商工労働部 経営金融課	083-933-3180
千葉県	商工労働部 経営支援課 金融支援室	043-223-2707	徳島県	商工労働観光部 商工政策課	088-621-2322
東京都	産業労働局 金融部 金融課 金融担当	03-5320-4879	香川県	商工労働部 経営支援課	087-832-3345
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション)	046-235-5620	愛媛県	経済労働部 産業支援局 経営支援課	089-912-2480
新潟県	産業労働部 地域産業振興課 小規模企業支援係	025-280-5235	高知県	商工労働部 経営支援課	088-823-9697
富山県	商工労働部 地域産業支援課	076-444-3248	福岡県	商工部 中小企業振興課	092-643-3425
石川県	商工労働部 経営支援課	076-225-1522	佐賀県	産業労働部 産業政策課	0952-25-7182
山梨県	産業労働部 産業振興課 金融担当	055-223-1537	長崎県	産業労働部 経営支援課	095-895-2651
長野県	産業労働部 経営・創業支援課	026-235-7194	熊本県	【製造業以外】商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課	096-333-2316
岐阜県	商工労働部 商業・金融課	058-272-8389		【製造業】商工観光労働部 新産業振興局 産業支援課	096-333-2319
静岡県	経済産業部 商工業局 経営支援課	054-221-2807	大分県	商工観光労働部 経営創造・金融課	097-506-3226
愛知県	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課	052-954-6332	宮崎県	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
三重県	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447	鹿児島県	商工労働水産部 中小企業支援課	099-286-2944
福井県	【建設業、商業、サービス業等】 産業労働部 創業・経営課	0776-20-0367	沖縄県	商工労働部 中小企業支援課	098-866-2343
	【製造業等】 産業労働部 産業技術課	0776-20-0370			

○ 金融支援の認定について申請される際には、中小企業庁ホームページをご覧ください。
【 https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm 】